

357. 自家用電気工作物の設置手続②

自家用電気工作物の設置手続② 電気主任技術者の選任

電気主任技術者の選任箇所

- 設置工事のための事業場: 水力発電所・火力発電所・原子力発電所・燃料電池発電所・変電所・送電線・需要設備の設置
- 当該事業場を直接管理する事業場: 発電所(原子力発電所を除く)・変電所・需要設備・送電線または配電線
- 原子力発電所

電気主任技術者の監督範囲

- 第一種: 全ての電気工作物の工事, 維持および運用
- 第二種: 電圧170kV未満の電気工作物の工事, 維持および運用
- 第三種: 電圧50kV未満の電気工作物(出力5000kW以上の発電所を除く)の工事, 維持および運用

監督範囲外の工作物

- 水力設備・汽力設備・ガスタービン使用原動力設備・原子力設備・改質器の圧力98kPa以上の燃料電池設備 ← これらは規定する事業場ごとにボイラー・タービン主任技術者, タム水路主任技術者を選任する必要がある

電気主任技術者の義務。電気主任技術者は、事業用電気工作物の工事, 維持および運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。事業用電気工作物の工事, 維持および運用に従事する者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない

主任技術者選任の特例

- 二つ以上の事業場または設備の主任技術者の兼務... 特別の理由により主務大臣の承認を得た場合。主任技術者の免状を有しない者を主任技術者に選任(許可主任技術者については次ページ)。主任技術者の免除... ①出力2000kW未満の水力発電所, 火力発電所, 太陽電池発電所および風力発電所であって、7000V以下で連係等するもの②出力1000kW未満の①以外の発電所であって、7000V以下で連係等するもの③7000V以下で受電する需要設備 ④600V以下の配電線を

管理する事業場 ← 施行規則第52条の2に規定する要件に該当する者に上記事業場の保安監督業務を委託し、経済産業大臣の承認を得た場合は、電気主任技術者を選任しない事ができる

